

船橋市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 242 条第 1 項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第 4 項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成 25 年 6 月 14 日

船橋市監査委員 高 地 章 記
船橋市監査委員 増 田 尚 功

第 1 請求人

住所・氏名 省略

第 2 請求の受理

平成 25 年 4 月 23 日付けで提出のあった本件措置請求については、法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 4 月 23 日に受理した。

なお、本件措置請求に係る法第 242 条第 2 項の適用については、船橋市議会政務調査費の交付に関する規程（平成 13 年船橋市議会告示第 1 号。以下「規程」という。）第 7 条で「収支報告書及び領収書の閲覧は、当該収支報告書及び領収書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる」とされており、請求期間については、閲覧開始日（平成 24 年 6 月 30 日）から 1 年以内であることを確認し、これを受理した。

第 3 監査委員の辞退

監査委員斎藤 忠、中村 静雄は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するわけではないが、議員から選任された監査委員であり、本件措置請求に関しては、監査の客観性及び公平性の確保の観点から、監査を辞退したい旨の申出があり、当該申出を適当と判断し、本件監査への実質審査には加わらなかった。

※平成 24 年 9 月 5 日の法の一部改正に伴い、船橋市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年船橋市条例第 1 号。以下「条例」という。）及

び規程は平成２５年２月２８日改正され、同年３月１日施行されたが、本件監査においては改正前の規定を適用している。

第４ 監査の実施

１ 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

船橋市議会政務調査費は地方自治法第１００条第１４項及び１５項の規定に基づき「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」（証１）が定められ、同条例第６条に基づく「船橋市議会政務調査費の交付に関する規程」第５条（証２）により使途基準が定められているが、交付対象議員の平成２３年度政務調査費収支報告書及び同報告書に添付された領収書等を見ると、条例・使途基準に違反・逸脱した目的外の支出がある。

A議員について

ア）A議員は、平成２３年８月３１日に、放射線量測定器シンチレーション式サーベイメーターTCS－１７２（以下、「測定器」という。）を４５３，６００円で購入し、全額事務費として政務調査費から支払っている。（証３）

A議員は、平成２３年５月の自身のブログ「週刊B」で自主購入と明記しており、測定器は個人的に購入したものである。（証４）

市でも測定器の購入は決定していたことであり、新たに議員個人が市民の税金である政務調査費で購入をするということに、理由は見いだせない。

仮に、市民のための機材であるから政務調査費で購入したとの理由においても、高額である測定器を議員個人が所有し、その代金を税金である政務調査費で支払うべきではない。

これは、市が備品を購入するにあたり、予算を通し、規定に則って購入するのに対し、一議員であるA議員が、自身の判断で勝手に市民の税金を備品購入に充てたという行為である。

また、A議員は測定器を勝手に市民団体に譲渡しているが（証５）、政務調査費で購入した備品を市民団体に譲渡する行為は、使途基準に違反する行為である。

市民の為に、放射線量測定の必要性には同調するものであるが、議員として市側に要請できる立場であるのだから、議会での放射線量測定地の場所及び回数等を増やす必要性等について要望すべきであり（証６）、市で購入を決めていた測定器以外に、新たに政務調査費で測定器を購入する理由はない。

よって、測定器の代金４５３，６００円が目的外支出である。

イ) 平成 24 年 3 月 25 日、自家発電機を 99,800 円で購入し、全額事務費として政務調査費から支払っている。(証 7)

政務調査活動で、自家発電機が必要ないのは明白である。

また、上記の測定器と同様に、高額である自家発電機を按分もせず議員個人が所有し、その代金を税金である政務調査費で支払うべきではない。

よって、自家発電機代金 99,800 円が目的外支出である。

については、監査委員は船橋市長に対し、A 議員の目的外支出合計 553,400 円を、「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」第 8 条により船橋市への返還を請求するように勧告されたい。

2 請求者

住所 省略

職業 省略

氏名 省略

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 25 年 4 月 23 日

船橋市監査委員殿

以上

事実証明書 添付省略

証 1 条例

証 2 規程

証 3 A 議員の平成 23 年度政務調査費支出伝票（測定器購入分）

証 4 A 議員のブログ「週刊 B」の写し

証 5 市民団体のホームページの写し

証 6 A 議員のブログ「週刊 B」の写し

証 7 A 議員の平成 23 年度政務調査費支出伝票（自家発電機購入分）

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、「政務調査費の交付を受けて行われた、A議員の下記の支出は、違法若しくは不当なものであるか否か及び市長に返還請求する義務があるか」を監査の対象事項とした。

- (1) 平成23年度の453,600円の放射線量測定器（以下「当該測定器」という。）購入費
- (2) 平成23年度の99,800円の自家発電機（以下「当該発電機」という。）購入費

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たな証拠の提出はなく、陳述は本人の意向により行わなかった。

(2) 関係する職員の事情聴取

本件監査の対象となった書類を調査するとともに、平成25年5月28日に議会事務局長、議会事務局庶務課長、議会事務局庶務課主査（庶務係長）、議会事務局主任主事の4人の職員から事情聴取を行った。

(3) 関係人に対する調査

法第199条第8項の規定に基づき、A議員に対し事実関係を確認するため、平成25年5月13日に文書照会を行い、同年5月23日に回答書を受領し、併せて関係資料の提出を受けた。

また、同年5月30日に監査対象となっている当該測定器及び当該発電機を確認した。

第5 監査の結果

1 主文

本件措置請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。
本件措置請求については、請求に理由がないものとして棄却する。
以下、その理由について述べる。

2 理由

(1) 事実関係

① 政務調査費について

政務調査費は、法第100条第14項の規定により議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されるもので、同項後段の規定により、その交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務調査費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めることとなっている。

本市においては、地方自治法の改正に伴い、条例が平成13年4月1日に施行されている。

政務調査費の交付対象は条例第2条の規定により会派又は議員の職にある者で、交付金額は条例第4条第1項及び第5条第1項の規定により各月の初日に在職する議員1人当たり月額8万円となっている。

②収支報告書及び領収書等について

政務調査費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、条例第7条第1項の規定により、収支報告書に領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面。以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないとされ、条例第8条には「収支報告において残額が生じた場合は、当該残額を速やかに返還しなければならない」ものとして、返還規定が設けられている。

また、収支報告書の提出を受けた議長は、規程第6条第2項により「収支報告書の写しを市長に送付」することとなっている。

③政務調査費の使途基準について

本市の政務調査費の使途基準については、条例第6条の委任を受けた規程第5条別表に「政務調査費の使途基準」（以下「使途基準」という。）として、次のとおり定められている。

なお、当該使途基準の他に政務調査費の使途に関する手引きや要領等は作成されていない。

政務調査費の使途基準

項目	内容
1 研究研修費	会派又は議員が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派に所属する議員又は議員が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費

2 調査旅費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な国内外の先進地調査又は現地調査に要する経費
3 資料作成費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4 資料購入費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 広報広聴費	会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、啓発するための経費並びに会派又は議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費
6 会議費	会派又は議員の各種会議に要する経費
7 人件費	会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
8 事務費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

④政務調査費の使途について

平成13年3月27日に船橋市議会第1回定例会に提出された発議案第2号の船橋市議会政務調査費の交付に関する条例の提案理由において、「船橋市議会といたしましては、自己決定、自己責任を強く打ち出し、収支報告書の添付書類として、領収書そのものを議長に提出することを条例で義務付けること」及び「このたびの地方自治法に基づく政務調査費の交付条例を議員の調査研究活動においても有効かつ適切に運用するとともに、使い方の透明性を確保し、市民から指弾を受けることのないようにすることが、我々議員としての責務であると考えております」としている。

(2) 判断

政務調査費の使途については条例及び規程に定められた使途基準に合致した支出でなければならないことを基準に、違法若しくは不当性を監査委員として判断した。

① A議員の平成23年度の453,600円の当該測定器購入費について

請求人は、「市でも測定器の購入は決定していたことであり、新たに議員個人が市民の税金である政務調査費で購入をするということに、理

由は見いだせない。

仮に、市民のための機材であるから政務調査費で購入したとの理由においても、高額である測定器を議員個人が所有し、その代金を税金である政務調査費で支払うべきではない。これは、市が備品を購入するにあたり、予算を通し、規定に則って購入するのに対し、一議員であるA議員が、自身の判断で勝手に市民の税金を備品購入に充てたという行為である」と主張している。

しかしながら、政務調査費は、条例第1条で、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対して交付するものとされており、その用途については、金額の多寡に関わらず、会派又は議員個人が判断することになると解される。従って、A議員が、調査研究活動及び議会活動に寄与すると判断し、当該測定器を購入したことに何ら問題はない。

また、過去の住民訴訟の判例においては、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（平成21年12月17日 最高裁判所）と判示されており、その自主性が尊重されているところである。

当該測定器について、A議員に使用実績及びその測定結果の利用等について照会したところ、議会での一般質問（平成23年第2回、第3回及び第4回定例会）及び自身発行の議会活動等の報告書「Cだより75号」への測定結果報告書の掲載による市民への公表等に利用されていることが確認できた。

このことから、当該測定器の購入が、明らかに用途基準を逸脱するものであるとは認められない。

また、請求人は、A議員が参加する市民団体のホームページ上の「A隊員（船橋市議会議員）が政務調査費により購入し、船橋市民の所有と位置づけました」との記載部分を根拠に、「A議員は測定器を勝手に市民団体に譲渡しているが、政務調査費で購入した備品を市民団体に譲渡する行為は、用途基準に違反する行為である」と主張している。

しかしながら、A議員に照会したところ、「2011年度の政務調査費で購入した以上、少なくとも2011年度の使用は船橋市民の測定要望・船橋市内に限るべきである。この機器はあくまでも第一義的には船

橋市民のために購入したものである」という意味で「船橋市民のものと位置づけました」と明示したとのことであり、当該測定器の所有権はA議員にあることが確認できた。

従って、前述のホームページ上の記載のみを根拠に、市民団体に譲渡したとする請求人の主張は、請求人の主観による思料と言わざるを得ず、当該測定器の購入費を政務調査費から支出することが、使途基準に反する違法若しくは不当な支出であるとはいえない。

② A議員の平成23年度の99,800円の当該発電機購入費について

請求人は、「政務調査活動で、自家発電機が必要ないのは明白である。また、上記の測定器と同様に高額である自家発電機を按分もせず議員個人が所有し、その代金を税金である政務調査費で支払うべきではない」と主張している。

当該発電機について、A議員に購入目的、使用実績等について照会したところ、震災時に非常用電源として役立つことが期待できることから、自治会等に普及させるべきであると考え購入したもので、駅前等での演示に使用されていることが確認できた。

また、購入前には、当該発電機の普及に関して、議会での質問（平成23年第4回及び平成24年第1回定例会）も行われていた。

このことから、当該発電機の購入が、明らかに使途基準を逸脱するものであるとは認められない。

また、当該発電機は経済面を考慮すると、日常、私的に使用しているとは考えられず、請求人が政務活動以外に使用していることを立証できない限り、A議員が按分せず、全額事務費として支出したことに対して、その判断を尊重することが相当である。

よって、当該発電機の購入費全額を政務調査費から支出することが、使途基準に反する違法若しくは不当な支出であるとはいえない。

(3) 結論

以上のことから、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。

第6 意見

政務活動費は、法及び条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として公金より交付されている。本制度は、議

員の調査研究等の活動基盤を充実するために設けられたものであり、政務活動の執行機関からの独立を確保するため、その使途については、議員の自己決定、自己責任に委ねられているものである。

本年、条例及び規程が改正され、使途の透明性の確保や市長による残余额の返還命令に関する条項が追加されたところであるが、今後も、より一層、政務活動費に対する市民の信頼が得られるよう努められることを望むものである。

※個人名等はアルファベットで表示